

日本旅館協会 会員各位

一般社団法人 日本旅館協会  
新型コロナウイルス対策本部  
本部長 北原茂樹会長  
副本部長 浜野浩二副会長  
副本部長 竹内順一副会長

## 新型コロナウイルス感染症対策に関して 第2版

新型コロナウイルス感染症対策に関する第2版です。引き続き緊張が続く状況となっておりますが、最大級の警戒をもってご対応いただきたくお願い申し上げます。

第1版以降、日本旅館協会としては以下の要望を行い、**23日には安倍総理ら関係閣僚と面会する機会を頂戴し、宿泊業の現況を説明して参りました。**あわせて政策委員会にて観光庁旅行振興参事官室及び同庁観光振興課を交え、振興策について緊急検討会議を開催致しました。

- 3月13日(金) 政策委員会にて観光庁と観光振興策に関する意見交換
- 3月17日(火) 自由民主党観光産業振興議員連盟に要望書提出  
自由民主党国土交通部会に要望書提出
- 3月18日(水) 公明党新型コロナウイルス対策本部・国土交通部会に要望書提出  
総務省長谷川岳総務副大臣に要望書提出
- 3月23日(月) 安倍総理ら関係閣僚に实体经济への影響を説明  
各支部長から地元国会議員に要望書提出

引き続き関係各所に対して窮状の報告とさらなる支援を要請して参りますが、以下に現状で利用可能な支援制度等をまとめております(従前のものは非掲載)。日々、新しい条件が追加され、情報管理がむずかしい状況ですが、最悪の事態も想定しつつ、より万全な対応をご準備いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、**各金融機関や政府系機関(税務署・年金事務所等)、公的サービス事業者(電気・ガス)との折衝において、伝えられている内容と異なる対応があった場合は事務局(電話:03-5215-7337/FAX:03-5215-7338)まで速やかにご連絡ください。**

また、新型コロナウイルス感染症露見後の宿泊業界の動向把握のため、定点調査を行いたいと思います。PMS等にて以下の指標が取得できる全国20~30施設を対象に、週単位での予約数や見込売上の増減を情報管理化し、今後の要望や振興策等に活用していく予定です。ご賛同いただける方は事務局までご連絡ください。みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

### 【取得する予定の指標】

- ・ 当月を含む今後3カ月の各数値(先行予約数/組数/見込売上額)を週ごとに集計
- ・ 前年の同期間の同数値と比較
- ・ 取得期間は本年1月分にさかのぼって本年8月ごろまで

どのような形で情報をお送りいただくかなどはあらためてご案内致します。頂戴した情報は施設名を伏せた上で観光庁と共有する場合があります。あらかじめご了承ください。

# 1. 金融対策

日本政策金融公庫においては、生活衛生関係事業者に対して「①衛生環境激変対策特別貸付(3,000万円)」が支度されておりましたが、別立てで「②生活衛生新型C V(コロナウイルス:以下同)感染症特別貸付(6,000万円)」および、一般事業者を対象とした「③新型C V感染症特別貸付(6,000万円)」が新設されました。新設の2本は生活衛生事業者かどうかのみの違いで条件は同一です。

①の衛生環境激変は、②生活衛生新型または③(一般)新型と併用が可能で、総額9,000万円まで借り入れできます。②生活衛生新型と③(一般)新型は併用できません。一部先行で②と③を併用して最大1億2,000万円までとしましたが誤りでした。

公庫で借入を行う場合は②または③を優先的に、不足分を①で補う形が最善かと思えます。17日よりすでに受付が開始されております。

★国民生活事業においては3,000万円、中小企業事業においては1億円を上限に利子補給がなされる予定ですが、国民生活事業においては全額を、中小企業事業においては(貸出上限を3億円から5億円とした上で)3億円まで無利子となるよう要望しています。

なお、これら利子優遇策については令和2年1月29日以前に行われた借入についても要件が合致すれば遡及適用されます。

ほか、商工中金においても「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が整備されました。融資内容は日本政策金融公庫とほぼ同等です。実際の運用は4月中旬を予定していますが、制度に合致する場合は先行融資が可能です。この場合、融資日から運用開始日(切替日)までの期間中は1.475%の利子がかかります。

信用保証協会では「セーフティネット保証(以下SN保証)4号・5号」に加えて「危機関連保証」制度を新設し、SN保証とはさらに別枠にて100%保証を実行することとなりました。

# 2. 雇用対策

雇用調整助成金についての現状で決定した追加特例内容(3/10付)は以下の通りです。

- ・雇用期間6カ月未満の労働者について助成対象とする(新入社員対策)。
  - ・過去の受給から1年を経過していなくても助成対象とする(過去の被災対応)。
  - ・過去の受給日数を差し引かず、今回対象の支給限度日数まで受給可能とする。
- 以下、引き続き要望していく内容は以下の通りです。
- ・★助成率を大企業2/3、中小企業9/10とするよう要望中(北海道のみ大企業2/3・中小企業4/5)。  
→平成20年のリーマンショックの際に設定された助成率。
  - ・★支給限度日数を1年間で300日とするよう要望中。  
→平成28年熊本地震、30年西日本豪雨、令和元年台風の際に設定された限度日数。
  - ・★残業相殺の適用を除外とするよう要望中。  
→宿泊業界の働き方の特殊性を考慮していただくようお願いしています。

※ 助成金の上限は1人1日あたり8,335円でしたが、8,330円に調整されました。

# 3. その他の要請・要望

- ・★租税や公共料金等の一部免除、減免、納付期限の延長等を引き続き要請しています。  
※1 国税や社会保険料等に関して納税が困難な場合には税務署に申請をすることで換価の猶予が認められ、猶予期間中の延滞税の一部減免が実行されます。できるだけ早めに税務署に連絡するようお願い致します。  
※2 延滞金利息は8.9%から1.6%へ減免されます。
- ・★猶予認定後の延滞金利息1.6%(上記記載利息)についての免除を要請中。

【猶予条件】

- ・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がない。
- ・納付すべき国税の納期限から6カ月以内に申請書を提出すること。

※1 すでに滞納がある場合や6カ月を経過していたとしても認められる場合があります

※2 原則として1年間猶予されますが状況に応じてさらに1年間猶予される場合があります。

- ・ 観光振興策について、振興策決定の時期について問い合わせをかけています。また、振興策策定にあたっては当協会を含む関連業界と連携して制度設計されるよう依頼しています。

貸出 機関	日本政策金融公庫				商工中金	危機関連保証 民間金融十信用保証協会
	衛生環境激変対策 特別貸付 国民生活事業	生活衛生新型コロナウイルス 感染症特別貸付 国民生活事業	新型コロナウイルス 感染症 特別貸付 国民生活事業	新型コロナウイルス 感染症 特別貸付 中小企業事業		
融資 対象	生活衛生関係事業者 において、最近1カ月の 売上高が前年または 前々年比10%以上 減少しており、今後も 減少の見込み	生活衛生関係事業者 において、最近1カ月の 売上高が前年または 前々年比5%以上 減少した方(業歴1年1 カ月未満の場合は別 途要件)	最近影響を受けた1カ月の売上高が 前年または前々年比5%以上減少		直近1カ月の売上高が 前年同月比15%以上 減少かつ、以後2カ月 を含む3カ月の売上高 が前年比15%以上減 少の見込み ※市区町村長の認定 が必要	
担保 保証人	融資条件による (無担保もあり)	無担保 無保証	無担保 無保証	無担保 保証人は内容による	融資内容による	
適用 利率	1.31%~2.16%(3月)	一律1.36%(3月)	一律1.11%(3月)			
利率 条件	組合員に対しては▲ 0.9%優遇で、0.31%~ 1.26% ※担保内容により変 動。無担保では1.26%	当初3年間は3,000万円を上限に▲0.9%優遇 →0.46% ※小規模事業者(従業員5名以下)は売上高 15%以上、中小企業者は同20%以上減少で 借入後3年間、3,000万円を上限に利子を全額 補給 ※2020.1/29以前に借入を行った場合も要件に 合致する場合は遡及適用	当初3年間は1億円を 上限に▲0.9%優遇→ 0.21% ※2020.3/19以前に借 入を行った場合も要件 に合致する場合は遡 及適用 ※4月中旬より順次運 用開始のため、正規運 用までの期間について は1.475%の利子が発 生			保証料率0.8%以内 十民間金融機関利率
融資 限度額	3,000万円	6,000万円 ※生活衛生と一般との併用不可 ※生活衛生2本の併用可(最大9,000万円)	3億円		2.8億円	
返済期間 (据置)	7年以内(2年以内)	15年以内(5年以内)				